

議案第46号

飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月26日

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

三之町まちづくりセンターの廃止に伴う改正

飛驒市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例

飛驒市街なみ環境施設条例（平成17年飛驒市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを次のように改める。

（利用者の義務）

第4条 施設を利用しようとするものは、施設の適正な管理に支障を及ぼさないよう利用しなければならない。

（禁止行為）

第5条 施設を利用しようとするものは、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設の設置目的に反すること。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあること。
- (3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあること。
- (4) その他管理上支障があること又は市長が適当でないと認めること。

（損害賠償の義務）

第6条 故意又は過失により施設をき損し又は滅失したものは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第7条から第20条までを削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

| 名 称 | 位 置 |
|----------|----------------|
| 鳳凰台屋台蔵広場 | 飛驒市古川町壺之町3番23号 |

| | |
|----------|-----------------|
| 龍笛台屋台蔵広場 | 飛驒市古川町貳之町13番18号 |
| 本光寺公衆便所 | 飛驒市古川町貳之町1番2号 |
| 麒麟台屋台蔵広場 | 飛驒市古川町壱之町11番11号 |
| 宮城橋広場 | 飛驒市古川町末広町11番36号 |
| 金亀台屋台蔵広場 | 飛驒市古川町貳之町5番8号 |
| 三光台屋台蔵広場 | 飛驒市古川町貳之町2番30号 |
| 清曜台屋台蔵広場 | 飛驒市古川町三之町2番1号 |
| 青龍台屋台蔵広場 | 飛驒市古川町殿町2番10号 |
| 白虎台屋台蔵広場 | 飛驒市古川町三之町5番28号 |

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飛騨市街なみ環境施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第1条 第3条 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第4条 市は、施設の管理を法第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条から第12条まで及び第18条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用権」とあるのは「利用権」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。</p> <p>5 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けたとみなす。 (指定の手続き)</p> <p>第5条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、飛騨市街なみ環境施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年飛騨市条例第272号)に基づき指定するものとする。</p> | <p>第1条 第3条 略 (利用者の義務)</p> <p>第4条 <u>施設を利用しようとするものは、施設に適正な管理の支障を及ぼさないよう利用しなければならぬ。</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第5条 <u>施設を利用しようとするものは、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>施設の設置目的に反すること。</u></p> <p>(2) <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあること。</u></p> <p>(3) <u>施設を損傷し、又は滅失するおそれがあること。</u></p> <p>(4) <u>その他管理上支障があること又は市長が適当でないと認めること。</u></p> |

- (1) この条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。
- (2) 詐欺その他の不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第13条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既に納めた使用料は還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用する者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者が使用を開始する前において、使用することができなくなったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、当該指定を受けた施設（以下「指定管理施設」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定管理施設の利用許可に関する業務
- (2) 指定管理施設及びその附属施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第17条 第13条の規定にかかわらず、第4条第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の利用者は、施設の利用料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める料金を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受し、施設の有効な活用及び適正な運営に

努めるものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、速やかに当該施設等を現状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。
2 前項の規定は、第12条の規定により許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第19条 故意又は過失により施設等をき損し又は滅失した者及び前条の規定に違反した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。
(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)

| 名称 | 位置 | 休館日及び開く間 | 使用料 | |
|--------------|----------------|------------------------------|--------|----------------------|
| | | | 施設の名称 | 使用料 (円) |
| 三之町まちづくりセンター | 飛騨市古川町三之町6番1号 | 休館日無休 開館時間 午前0時から午後12時 | 1階 集会室 | 半日 1,540 一日 3,080 |
| | | | 2階 大和室 | 半日 1,540 一日 3,080 |
| | | | 小和室 | 半日 510 一日 1,020 |
| | | | 無料 | |
| 鳳凰台屋台蔵広場 | 飛騨市古川町老之町3番23号 | | | |

別表 (第3条関係)

| 名称 | 位置 |
|----------|-----------------|
| 鳳凰台屋台蔵広場 | 飛騨市古川町老之町3番23号 |
| 龍笛台屋台蔵広場 | 飛騨市古川町式之町13番18号 |
| 本光寺公衆便所 | 飛騨市古川町式之町1番2号 |
| 麒麟台屋台蔵広場 | 飛騨市古川町老之町11番11号 |
| 宮城橋広場 | 飛騨市古川町末広町11番36号 |
| 金亀台屋台蔵広場 | 飛騨市古川町式之町5番8号 |
| 三光台屋台蔵広場 | 飛騨市古川町式之町2番30号 |
| 清曜台屋台蔵広場 | 飛騨市古川町三之町2番1号 |
| 青龍台屋台蔵広場 | 飛騨市古川町殿町2番10号 |
| 白虎台屋台蔵広場 | 飛騨市古川町三之町5番28号 |

| | |
|--------------|---------------------|
| 龍笛台屋 台藏広場 | 飛驒市古川町式之 町13番18号 |
| 本光寺公 衆便所 | 飛驒市古川町式之 町1番2号 |
| 麒麟台屋 台藏広場 | 飛驒市古川町卷之 町11番11号 |
| 宮城橋広 場 | 飛驒市古川町末広 町11番36号 |
| 金亀台屋 台藏広場 | 飛驒市古川町式之 町5番8号 |
| 三光台屋 台藏広場 | 飛驒市古川町式 之町2番30号 |
| 清曜台屋 台藏広場 | 飛驒市古川町三之 町2番1号 |
| 青竜台屋 台藏広場 | 飛驒市古川町殿町 2番10号 |
| 白虎台屋 台藏広場 | 飛驒市古川町三之 町5番28号 |

飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

三之町まちづくりセンターの廃止に伴う改正

2 改正の内容

- (1) 三之町まちづくりセンターについて、古川町第9区に譲渡したいことから、行政財産から普通財産へ移行するため、当該条例から廃止するもの。
- (2) 三之町まちづくりセンターの廃止に伴い、当該条例から開館日、開館時間、料金及び使用許可を要する施設が無くなること、及びこれらに係る指定管理者の規定も不要となることから、関係条文を削除、整理するもの。

3 施行日 平成30年4月1日